

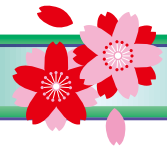
西宮市次世代育成支援行動計画

(後期計画)

～子育てするなら 西宮～



平成22年(2010年)3月
西宮市



● 計画策定の趣旨

国では、急速な少子化の進行などを踏まえ、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体等に10年間にわたる行動計画の策定を義務付けました。本市においても平成17年3月に「西宮市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち 西宮へ」を基本理念に、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実など、施策の展開を図ってきました。その間、本市では、文教住宅都市として、転入超過による人口増加が現在も続いているものの、就学前児童は減少傾向を示しつつあります。そうした中、世帯の小規模化やそれに伴う子育てに不安を抱える保護者への対応、また、保育所などの待機児童や子どもの安全確保など、子どもや子育て世帯を取り巻く諸問題への対応を図っていくことが引き続き求められています。そのため、本市における諸問題や課題に対し、総合的・一体的な施策の展開をより一層図るため、今後5年間の具体的な取り組みを示す後期の行動計画を策定しました。

● 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく市町村行動計画として、平成17年3月策定の「西宮市次世代育成支援行動計画（前期計画）」の後期計画として策定したものです。

● 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

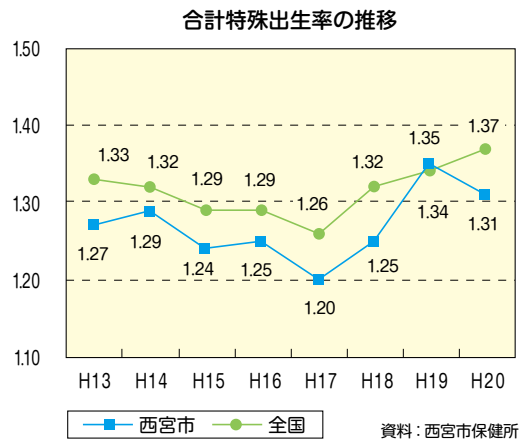
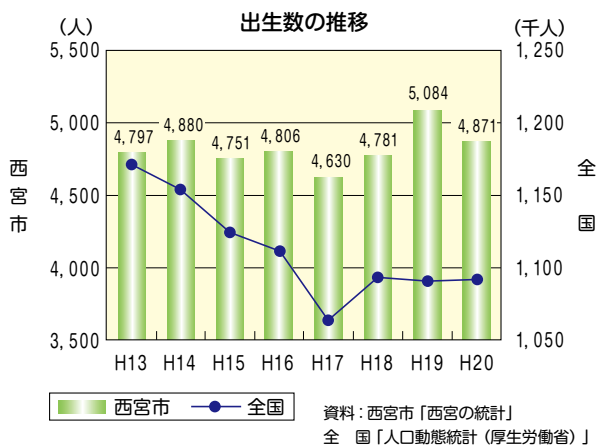
● 計画の策定体制



子育てを取り巻く西宮市の現状

● 出生の動向

本市の出生数の推移をみると、増減はあるもののほぼ横ばい状態が続いており、平成20年では4,871人となっています。また、本市の合計特殊出生率の推移をみると、全国より低い数値で推移し、減少傾向にありましたが、平成18年、19年は増加に転じ、平成20年には1.31となっています。

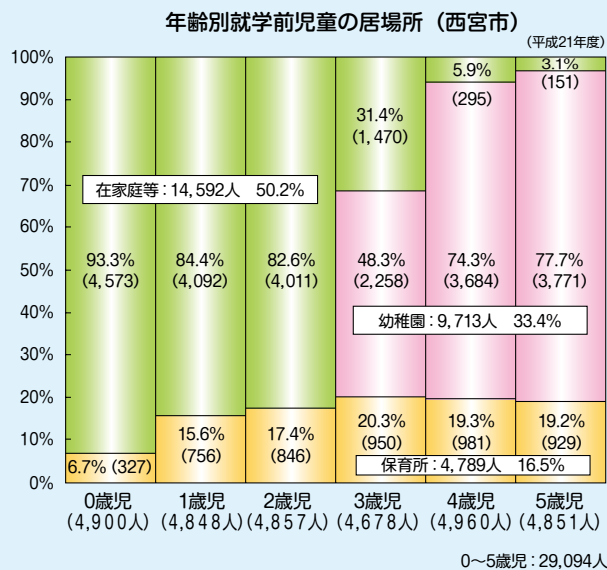


● 年齢別就学前児童の居場所

0～2歳児では8割が「在家庭等」にいる一方、3～5歳児になると、7割弱が「幼稚園児」となり、年齢により大きな差があることがよくわかります。（「在家庭等」には、認可外保育施設等の利用者を含む。）



資料：西宮市健康福祉局こども部
「保育所入所数」(4/1現在)
西宮市教育委員会
「幼稚園入園数」「就学前児童数」(5/1現在)



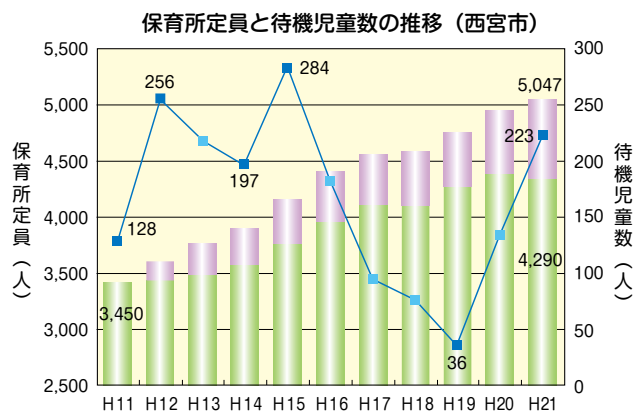
● 待機児童等の状況

「保育所定員」と「弾力運用分」を足した受け入れ枠は、毎年増加しているものの、「待機児童数」は平成20年以降、再び急激に増加しており、平成21年4月1日現在では223人となっています。



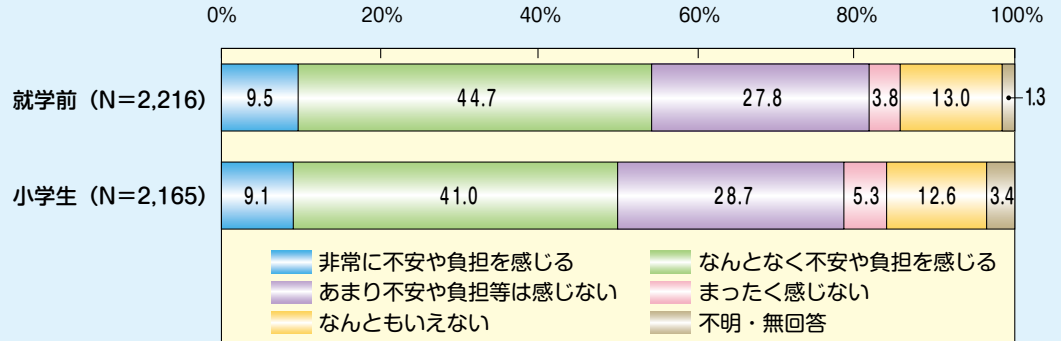
弾力運用分
保育所定員
待機児童数

資料：西宮市健康福祉局こども部 (4/1現在)



● 子育てに関する不安や負担感

子育てに関して不安や負担感を感じるという保護者は「就学前」「小学生」ともに5割（「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）を超えています。

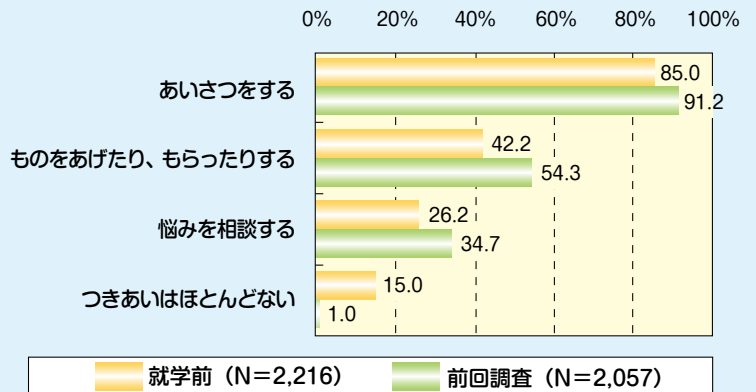


資料：西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のためのニーズ調査



● 近所の人とのつきあいの程度

近所づきあいの程度について5年前の前回調査と比較してみると、「あいさつをする」「ものをあげたり、もらったりする」「悩みを相談する」は軒並み低下しています。逆に「つきあいはほとんどない」については14ポイント増加しており、5年前と比較しても、子育て世帯において、近所づきあいが希薄になっている現状がうかがえます。



資料：西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のためのニーズ調査

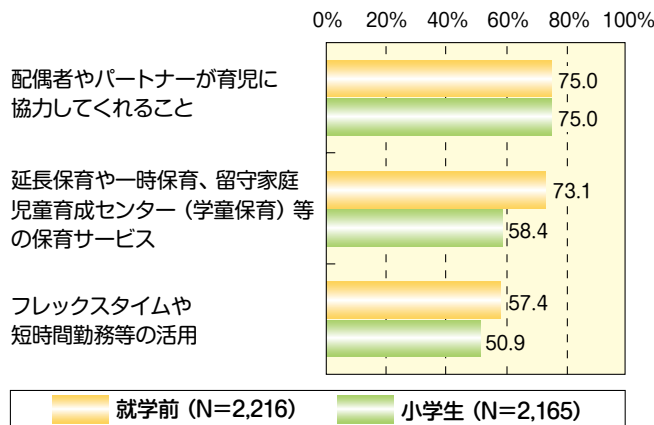


● 子育てと仕事の両立についての意識

仕事と子育てを両立する上で必要なことについては、「就学前」「小学生」とともに「配偶者やパートナーの育児への協力」「保育サービスの充実」「柔軟な勤務時間」が上位3項目となっています。

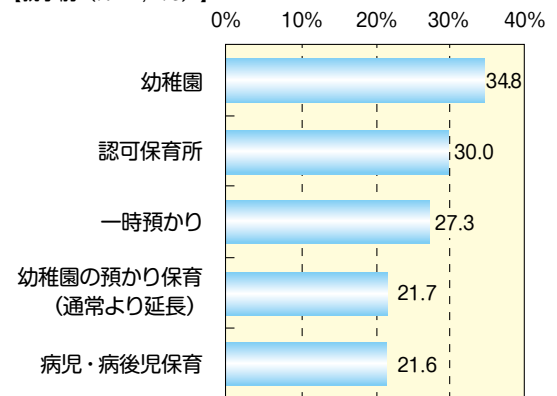
また、利用したい保育サービスでは、「幼稚園」が最も高く、「幼稚園の預かり保育」と合わせると56.5%となり、認可保育所の通常保育以外にも多様なサービスが望まれています。

仕事と子育てを両立する上で必要なこと



今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは足りていないと思う保育サービス

【就学前 (N=2,216)】



資料：西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定のための二一調査

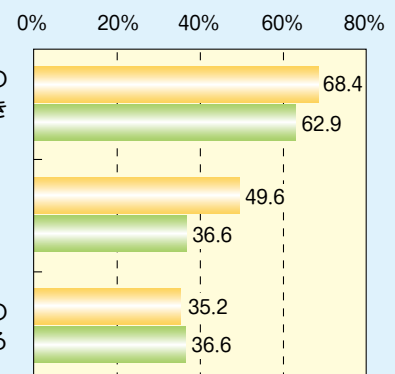
● 少子化対策・子育て支援に関する考え

「就学前」「小学生」とともに「子育てや教育に係る経済的負担の軽減」が最も高く、次いで「保育所等地域における子育て支援サービスの充実」「職場における仕事と子育ての両立」となっており、経済支援及び仕事と子育てが両立できる環境づくりが求められています。

子育てや教育に係る経済的負担の軽減のための取り組みを充実すべきである

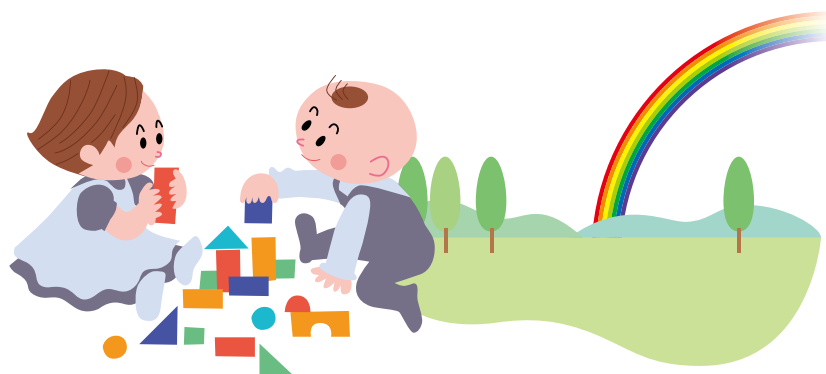
保育所等地域における子育て支援サービスを充実すべきである

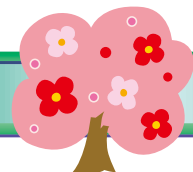
職場における仕事と子育ての両立のための取り組みを充実すべきである



● 就学前 (N=2,216) ● 小学生 (N=2,165)

資料：西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定のための二一調査





基本的な視点

子どもの幸せを
第一に考えます

子育てが楽しく思える
まちをめざします

まち全体で
子どもを育みます

基本理念

**子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～**

子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔があふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまちにしのみや”をめざします。

また、地域全体で子どもを見守り、支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。

基本目標

基本目標1 地域における子育てを支えるまちづくり

子育てについての悩みや精神的な不安、肉体的・経済的な負担などの軽減に向けた取り組みを子育て支援サービスの充実により各方面から進めます。また、世代間交流やふれあい事業等を通して人と人とのつながりが深まっていくよう、子育てサークルなど地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざします。

▶ 施策体系

1章 子育て支援サービスの充実 2章 子どもを健やかに育む環境づくり 3章 経済的な支援の充実

基本目標2 母と子の健康を支えるまちづくり

妊娠及び出産が希望に沿った形で安全に安心して行えるよう取り組みを進めるとともに、男女がともに協力して生み育てる意識を育みます。また、出産後の育児不安を軽減し、自信とゆとりを持ち安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業をはじめ食育の推進や小児医療の充実などに努めます。

▶ 施策体系

1章 子どもや母親の健康の確保 2章 食育の推進 3章 思春期保健対策の充実 4章 小児医療の充実





基本目標3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができるよう、社会の就労環境の変化や多様な就労形態に配慮しつつ、保育サービスの充実を図ります。また、仕事と家庭生活の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、働きながら安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

▶ 施策体系

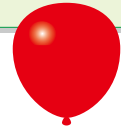
1章 保育サービスの充実 2章 仕事と生活の調和の実現

基本目標4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり

人間関係の希薄化や規範意識が低下する中で、次代を担う子どもたちが、いのちを大切にし、人権を尊重する意識を高め、確かな学びを身につけるよう、学校教育と社会教育の連携を強化し、教育環境の充実に努めます。また、家庭や地域の子育て力を高めるため、幅広い情報と学習機会の提供に努めます。

▶ 施策体系

1章 次代の親の育成 2章 子どもの生きる力の育成 3章 家庭や地域の教育力の向上



基本目標5 子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもや妊産婦、乳幼児連れの子育て家庭をはじめ、だれもが安全・安心・快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた住まい・まちづくりの誘導、施設整備を進めるとともに、道路や公共交通機関のバリアフリー化などの推進に取り組みます。

▶ 施策体系

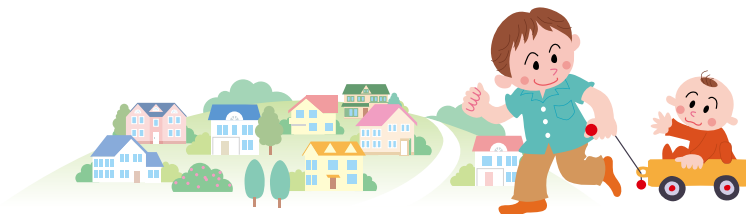
1章 良好な住宅・住環境の整備 2章 安全で安心な移動空間の確保

基本目標6 子どもの権利と安全を守るまちづくり

子どもの最善の利益が尊重されるように、虐待、いじめ、不登校などの解消に積極的に取り組むとともに、子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策を進めます。さらに、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう取り組みを進めます。また、障害児施策とりわけ発達障害や、ひとり親家庭への対応など、社会的養護を必要とするすべての子どもへの支援を行います。

▶ 施策体系

1章 子どもの権利擁護の推進 2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み 3章 子どもの安全の確保



重点施策 次の20項目を重点施策として推進します。

※ 事業名にある()内の数値は、市が設定したH26年度の目標事業量です。

1 「地域子育て支援拠点事業」の全市展開

身近な地域で主に0～2歳の子どもと保護者がいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供などの支援が受けられるよう、中学校区に1か所程度を目標として、「地域子育て支援拠点事業」の整備を進めます。

主な取り組み

- 地域子育て支援拠点事業（ひろば型）の拡充 ⇒ [地域子育て支援拠点事業（ひろば型10→20か所）]
- 大学と連携した地域子育て支援拠点事業（ひろば型）の展開 ⇒ [大学と連携した地域子育て支援拠点事業]
- （仮称）地域子育て支援拠点事業連絡協議会の設置 ⇒ [（仮称）地域子育て支援拠点事業連絡協議会]
- 子育て総合センターの機能強化 ⇒ [地域子育て支援拠点事業（センター型）]

2 子どもの遊び場・居場所づくり

主な取り組み

- 児童館・児童センターの機能強化 ⇒ [保育所と児童館・児童センターの連携] など
- 学校体育施設の開放 ⇒ [子どもの遊び場開放事業] [学校体育施設の開放]
- 社会教育施設や学校施設を活用した子どもの育成 ⇒ [宮水ジュニア事業] [放課後子ども教室推進事業]
- 公園等の遊び場づくり ⇒ [公園等の整備の推進] [みやっこキッズパーク]

3 地域での子育てネットワークづくり

子育て家庭が地域の中で、安心して子育てができるよう、仲間づくりや居場所づくりを行う子育てサークルや地域団体などの自主活動を促進するため、サークルの立ち上げ支援、行政機関や関係団体をつなぐネットワークの構築などを進めます。

主な取り組み

- 子育てサークルなどの自主活動への支援 ⇒ [子育てサークル支援事業]
- 子ども・子育て支援ネットワークの充実 ⇒ [子育て支援・子育て相談担当者ネットワーク]
- 地域団体との連携 ⇒ [子育て地域サロンへの補助事業]



4 総合的な子育て支援体制の充実

子育て支援に関する総合的・一元的な案内・相談体制の確立やニーズに応じた情報提供の充実など、庁内における子育て支援にかかる総合調整機能の充実を図り、組織横断的な対応が図れる仕組みづくりをめざします。

主な取り組み

- 子育て情報の総合的な提供
子育ての情報提供のあり方の検討 ⇒ [にしのみや子育てガイド]
[子育てに関する情報の収集及び提供・発信]
- 子育て情報のより効果的な提供 ⇒ [子育て便利マップ（お出かけ編・医療機関編）の発行]
[ネット等による子育て情報発信事業] など
- 子育てに関して総合的な対応・調整を行う体制づくり ⇒ [乳児健康相談] [総合コーディネート]

5 父親の育児参加の促進

父親が子育てに関わるきっかけづくりを大学や関係機関、企業等と連携・協力して実施していきます。

主な取り組み

- 父親向けの講座やイベントの充実 ⇒ [父親の子育て参加の促進] [育児セミナー（両親学級）]
- 父子手帳の発行及び活用 ⇒ [父子手帳の発行]

6 妊娠期から乳幼児期における連続した支援体制の強化

妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで、安全に安心して出産・育児が行えるよう、切れ目のない健康管理や発育・発達への支援体制の構築に取り組みます。また、母子保健と子育て支援の分野が相互に連携して一体的な支援体制をめざします。

主な取り組み

- 妊娠・出産に係る経済支援の充実 ⇒ [特定不妊治療費助成事業] [妊婦健診費助成事業]
- 保健福祉センターの充実 ⇒ [保健福祉センターの設置・運営] [育児発達相談] [マザークラス] など
- 妊産婦への支援の充実 ⇒ [健やか赤ちゃん訪問事業] [訪問指導] [乳幼児健康診査] など
- 予防接種の効率的な実施 ⇒ [定期予防接種事業]



7 食育の推進

主な取り組み

- 母親への食育事業の充実 ⇒ [離乳食講座・幼児食講座・アレルギー幼児食講座など] [マザークラス料理教室]
- 子どもへの体験学習の充実や
学校教育での食育の推進 ⇒ [食に関する指導計画の策定]
[保育所・幼稚園・小学校における食育の取り組み]
- 食育に関する普及啓発 ⇒ [食育に関するイベントの開催] [食育の情報提供]



8 保育所の待機児童解消

保育所の待機児童解消を最優先課題として位置づけ、待機児童の多い地域や乳幼児の増加が著しい地域など、地域性や年齢を十分に考慮した保育所の整備を進めるとともに、受入枠の拡大や既存の枠組みにとらわれない様々なアプローチを通じて、待機児童の解消に努めます。

主な取り組み

- 保育所受入枠の拡充 ⇒ [認可保育所の整備 (49→61か所、4,290→5,405人)]
[家庭保育所・保育ルーム]
- 新たな待機児童対策の取り組み ⇒ [新たな待機児童対策への取り組み]
- 保育所と幼稚園などを一体とした待機児童対策の実施

9 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し、サービスの質の向上をソフト・ハード両面から進めます。

主な取り組み

- 多様な保育サービスの取り組み ⇒ [延長保育 (45→57か所、1,254→1,554人)] [休日保育 (0→2か所)]
[病児・病後児保育 (病後児1→病児2か所)]
[ファミリー・サポート・センター]
- 保育の質の向上 ⇒ [保育所職員の資質の向上] [保育所の第三者サービス評価事業]
[保育所の施設整備の促進] など
- 認定こども園 ⇒ [認定こども園]

10 ワーク・ライフ・バランスの推進

関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する企業への啓発を進め、好事例企業の紹介や各種制度助成金等の周知を図り、企業に対して育児休業制度や介護休業制度などの取得促進のため啓発活動を行います。

主な取り組み

- ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発 ⇒ [事業主に対する広報啓発]
- 好事例企業の紹介や各種制度助成金等の周知 ⇒ [事業主に対する情報提供]



11 次代の親の育成

次代の親となる子どもに男女がともに家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義を学校教育など様々な場面において伝えていきます。また、生命の神秘さや尊さを学び、乳幼児や妊産婦との触れ合いの機会や将来の望ましい勤労観や夢が持てるように、学校、福祉、保健が連携して「次代の親の育成」を進めていきます。

主な取り組み

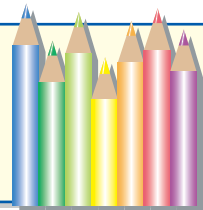
- 異年齢交流の促進 ⇒ [ふれあい体験事業] [ふれあい育児体験] [児童館における異年齢交流事業]
- 学校における授業等による取り組み ⇒ [地域に学ぶトライやる・ウィーク推進事業]

12 「学校・家庭・地域総がかりの教育」の推進

職業体験学習など地域との連携により実施されている様々な体験・交流学習を推進するとともに、家庭・地域の声を学校教育・学校運営に反映させる仕組みを充実させ、学校・家庭・地域が総がかりで子どもの教育を担う体制づくりを進めます。

主な取り組み

- 学校サポートにしのみやの充実 ⇒ [学校サポートにしのみや]
- 教育連携協議会の活用 ⇒ [教育連携協議会の活用]
- 学校評価の充実 ⇒ [学校評価]



13 幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進

就学前児童の教育と保育のあり方について、教育委員会と健康福祉局が相互に連携して、幼稚園・保育所など教育・保育を一体的に提供できる仕組みづくりに取り組みます。また、幼児教育と小学校教育、小学校教育と中学校教育の連携を強化し、学びの円滑な接続を図ります。

主な取り組み

- 就学前児童を一体とした幼児教育の充実の促進 ⇒ [幼稚園教育担当の配置] [私立幼稚園就園奨励助成] [（仮称）西宮市の幼児教育のあり方の策定]
- 幼稚園・保育所・小学校連携の推進 ⇒ [幼稚園・保育所・小学校連携推進事業]
- 小学校・中学校のつながりのある教育の推進 ⇒ [小・中一貫教育の推進]

14 学校施設の充実

良好な学習環境を確保するため、学校施設の耐震化等に取り組み、教育用パソコンの活用を図ります。

主な取り組み

- 学校施設の整備 ⇒ [小・中学校の整備] [小・中学校のエレベーター設置]
- 教育環境の整備 ⇒ [情報教育の推進]

15 子育てを支援する生活環境の整備

主な取り組み

- 子育てに適した住宅の確保 ⇒ [市営住宅の優先枠の設置]
- 住まいに関する相談・情報提供 ⇒ [住情報の総合窓口の設置]
- 安心・安全な住まいの整備 ⇒ [簡易耐震診断推進事業]





16 安心して外出できるまちづくりの推進

主な取り組み

- ユニバーサルデザインのまちづくり ⇒ [福祉のまちづくりの推進]
- バリアフリー化の推進 ⇒ [歩道改良事業（歩道段差解消等）] [鉄道駅舎エレベーター等設置補助]
[超低床ノンステップバスの導入補助]

17 児童虐待防止対策の強化

児童虐待の早期発見・早期対応が図られるよう、要保護児童対策協議会の体制強化を図るとともに、健やか赤ちゃん訪問事業をはじめ、母子保健事業との連携強化を通じて、児童虐待防止に取り組みます。

主な取り組み

- 要保護児童対策協議会の体制強化 ⇒ [要保護児童対策協議会] [家庭児童相談事業]
- 児童福祉と母子保健との連携 ⇒ [健やか赤ちゃん訪問事業] [乳幼児健康診査]

18 ひとり親家庭等への支援強化

主な取り組み

- 母子家庭等就労・自立支援センターの設置 ⇒ [母子家庭等就労・自立支援センターの設置]
- ひとり親家庭等への自立支援の推進 ⇒ [母子相談] [自立支援教育訓練給付金] [児童扶養手当]

19 発達障害などへの総合的な支援体制の確立

発達に課題のある子どもへの支援体制のあり方を検討する場を設けて、必要となる支援体制について各関係機関と協議していきます。その上で、発達に課題のある子どもにより早い支援を開始するとともに、保護者が子どもの発達課題を理解し、その後の適切な支援へスムーズにつなげることができるよう、保護者へのサポート体制づくりに取り組みます。また、子どもの成長過程に応じた適切な支援体制の構築に取り組みます。

主な取り組み

- 早期支援体制の確立 ⇒ [育児発達相談] [ペアレントトレーニング事業] [精神発達相談]
- 切れ目のない支援体制の構築 ⇒ [サポートファイル（みやっこファイル）]
- 教育支援の充実 ⇒ [西宮専門家チームによる教育サポート] [特別支援学校による地域支援] など
- 発達障害などの障害児に関する
一体的な支援体制の検討 ⇒ [わかば園の運営]

20 子どもの安全対策の推進

子どもが犯罪等の被害者・加害者にならないよう、家庭・地域・学校及び警察等の関係機関と連携し、通学路等の見守りやパトロール、防犯に関する情報提供など総合的な対策を推進します。

主な取り組み

- 子どもが交通事故や犯罪被害等に
巻き込まれない力を育むための取り組み ⇒ [交通安全教育等の推進] [安全マップの作成]
- 子どもを非行や犯罪から守る取り組みの推進 ⇒ [街頭補導活動] [通学路安全確保事業]



計画の推進に向けて

● 計画の推進体制

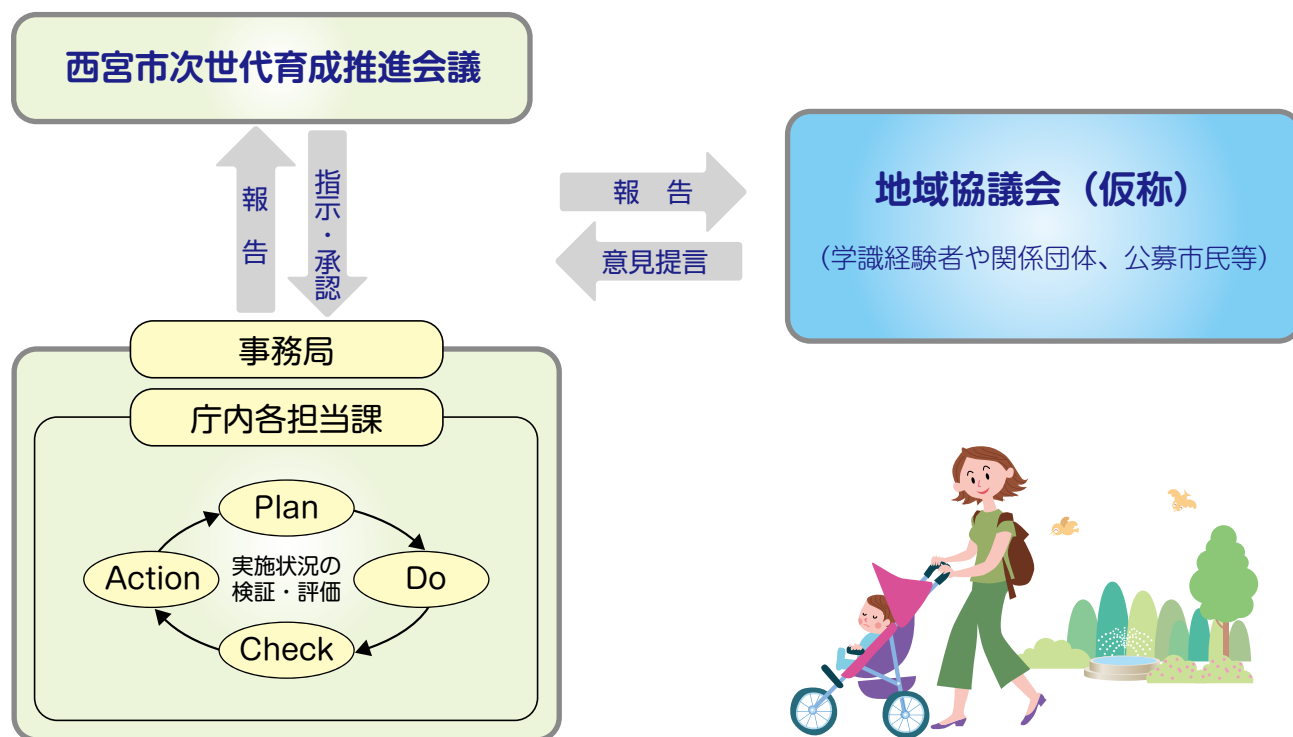
この計画は福祉、教育、保健のみならず、医療、雇用・労働、住宅、生活環境など多方面にわたる総合的な取り組みが必要となるため、前期計画に引き続き「西宮市次世代育成推進会議」において庁内関連部局との連携・調整を図り、施策の推進に努めます。

また、計画の推進には行政の取り組みだけでなく、子育てに対する第一義的な責任を有する保護者、また、地域、学校、企業、その他関係機関等との連携や協働、参画が必要です。そのため、市民一人ひとりの意識と社会全体で取り組む姿勢を育みながら、計画を推進していきます。

● 計画の進行管理の体制

計画の進行管理については、学識経験者や関係団体、市民等の外部委員からなる「西宮市次世代育成支援対策地域協議会（仮称）」を設け、第三者的な立場から計画の推進にかかる意見・提言を受けます。その内容を踏まえ、「西宮市次世代育成推進会議」が計画の進行管理を行い、計画の着実な推進を図っていきます。

【西宮市次世代育成支援対策地域協議会（仮称）の位置づけ】



西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）

【概要版】

平成22年（2010年）3月
西宮市 健康福祉局 こども部
子育て企画・育成グループ
〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号
TEL：0798-35-3749
FAX：0798-34-5465